

議会運営委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成29年7月24日から7月25日まで 2日間

2 視察都市

- (1) 東京都立川市
- (2) 埼玉県所沢市

3 参加者

寺田幹根委員長、高梨俊弘副委員長、秋山勝則委員、草地博昭委員、虫生時彦委員、加藤文重委員、高田正人委員、鈴木喜文委員、山田安邦委員、増田暢之議長、松野正比呂副議長

随 行：飯田剛典事務局長、神谷英雄主査

4 視察事項 【議会改革・活性化の取り組みについて】

◎東京都立川市

(1) タブレット端末活用による議会運営の効率化について

- ①導入の経緯、経費等について
- ②導入にあたって調整等苦心された点について
- ③タブレットを活用してのメリット、実績について
- ④今後の課題について

(2) その他の議会改革・活性化の取り組みについて

◎埼玉県所沢市

(1) 議会基本条例に規定された取り組み事例について

- ①政策討論会について
- ②議員間の自由討議について
- ③議会評価及び見直し手続きについて

(2) 議会改革・議会活性化（議会基本条例に規定した以外の事項も含む）について

5 考察

次のとおり

I 立川市 人口：182,748人・面積：24.36km²（平成29年5月現在）

議員定数28名。議会改革度調査2016ランキング総合順位112位（磐田市109位）。

多摩地域の中心部に位置し、JRの中央線、南武線、青梅線、さらに西武拝島線や多摩都市モノレールが乗り入れており、交通の要衝である。

また、一部が国立昭和記念公園として整備されている立川基地跡地には、自治大学校や国立国語研究所など国の行政機関5機関が移転し、司法関連支部や拘置所なども開庁するなど、多摩地区の核都市として発展している。

(1) タブレット端末活用による議会運営の効率化について

①導入の経緯、経費等について

議員からのICT化要望を受け、議会運営委員会で協議開始。議会として行動を起こす際には全議員の一致を見るよう努めるという基本的な姿勢から、本件も、議長及び議会運営委員会で先進地視察を行い、各会派に持ち帰りながら議論を繰り返した。最終的には、「百聞は一見に如かず」との観点から業者のデモンストレーションを受け、その結果として、導入からしばらくは紙との併用を条件にするということで合意に達した。

基本的な導入目的は、①効率的な情報伝達方法の確立、②紙の省資源化、である。本年度が導入から3年目となる。

経費等については以下のとおり。

タブレット端末は貸与される。

タブレット端末【iPad air】×33台（議員28台、事務局5台）

クラウド【Side Books】×100ユーザー（33は議会関係、67は執行部に割り当て）

※クラウドに資料をアップロードするのは各行政担当課において担当。

タブレット端末通信料（保守付きレンタル、セルラーモデル）

月使用料 3,512円×33台=115,901円

クラウド使用料（定価 ファイル容量11GB、100ユーザー）

a) 初期費用 80,000円×1.08=86,400円

b) 月使用料 85,000円×1.08=91,800円

月使用料内訳

基本料（ファイル容量1GB）	20,000円
クラウドライセンス（100ユーザー）	20,000円
ファイル容量追加（10GB）	45,000円

②導入にあたって調整等苦心された点について

当初は、時期尚早ではないか、費用対効果はあるのか、全議員が使いこなせるのか等の疑問の声が出た。導入当初は議案などのアップロードが主だったが、徐々に機能やデータを増やしてきている。支給は本体のみであり、プリンターなどは自前調達となっている。

③タブレットを活用してのメリット、実績について

掲載されるものは、会議資料、通知文、情報提供、各種行政計画・関連規定などであるが、明らかな効果としては、「議員への情報提供の迅速化、効率化」や「各種会議の通知文のペーパーレス」が挙げられ、議員にとっても、活動の際にタブレット一つで資料閲覧が可能になったというメリットがある。

また、クラウドへのアクセスに関しては、閲覧（編集不可）と印刷、ダウンロードの権限が付与され、議員ごとにホルダーを作り、利便性を高めている。

市議会に関する会議の際の使用以外には、市民への啓発活動における資料閲覧、行政視察等における資料閲覧、市ホームページや検索サイトからの情報閲覧（会議中でも可）、議員相互及び市との情報伝達、災害時等の緊急情報伝達などが認められている。

また、禁止事項としては、個人情報並びに非公開情報を開示すること、会議の録音及び録画（市議会関連のみ）、他者への迷惑行為などが規定されており、改められない場合は使用を停止させることができるとなっている。

④今後の課題について

- ・段階的にペーパーレスを図っているが、紙との併用状態が続いているため効果が限定的
- ・紙との併用が続く限り、職員側の作業量はタブレット分と紙分の二重手間
- ・タブレットの通信費が定額制（7GB）のため、データ量の大きいものは通信速度に影響
- ・タブレットの紛失、盗難についての具体策が未実施
- ・画面上でメモはできるが、文字が大きくなってしまい使い勝手はよくない
- ・メール機能の活用拡大
- ・会議におけるパソコンとの併用（現在、会議でのPC使用は不可）

(2) その他の議会改革・活性化の取り組みについて（磐田市と異なる規定も含む）

①議決事件

議会基本条例において、「議決事件の拡大について不断に検討する」と規定されている。

②会派

要件の規定は3名以上とされている。

③災害への対応

災害対策本部が設置された場合の対応につき、議会基本条例に条文がある。

(3) 考察

百聞は一見に如かずとの観点から、最終的に導入に至ったとのことであつたが、新制度(システム)導入においては完全なシミュレーションは望めないだろうから、このような判断行動もありうるものと考ええる。

効果としては「議員への情報提供の迅速化、効率化」や「各種会議の通知文のペーパーレス」が挙げられ、議員にとっても、議会内外での活動の際にタブレット一つで資料閲覧が可能になったというメリットがあるとのことであつた。当初の目的が、効率的な情報伝達方法の確立と、紙の省資源化であり、この点において一定の目的は達成されているのだろう。

ただ、①写真撮影や検索など、活動上の利便性は向上しているが・・・、②タブレット導入が議論の深化に役立っているかどうかは判断しづらい、③審議中は紙ベースを利用する議員が多い、等の説明からも、短期的に目覚ましい効果を期待することはむずかしいと感じる。

なによりも、クラウドに資料をアップロードするのは各行政担当課において担当しているとのことで、完全なペーパーレスが実現しないかぎり、職員側の作業量はタブレット分とペーパー分の二重手間が続くことになるわけだが、行政側にタブレット端末導入の予定がない当市としては、この点を十分に考慮・検証して最終判断を行うべきであろうと考える。

II 所沢市 人口：343,993人・面積：72.11km² (平成29年1月現在)

議員定数33名。議会改革度調査2016ランキング総合順位25位(磐田市109位)。

埼玉県の南西部に位置し、東京都と隣接している特例市である。

かつては織物の町として発展したが、明治44年には日本初の飛行場が開設された航空発祥の地であり、また、国内で最初に設置されたことにより保健所発祥の地としても知られている。加えて、静岡、宇治と並ぶ日本三大銘茶とされる狭山茶の産地である。

さらに所沢市議会は、平成9年4月、全国に先駆けた議員提案条例「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」を制定した実績がある。

(1) 議会基本条例に規定された取り組み事例について

①政策討論会について

重要な政策及び課題に関し、議員相互間の共通認識の醸成及び合意形成を図ることで政策立案及び政策提言を推進するために積極的に開催するとされている。年に一回以上開催し、基本的に広聴広報委員会が所管するが、委員会でも実施できると規定されている。

なお、政策討論会は公開とされ、場合によっては参加者の意見を聴くこともある。また、参加議員は討論テーマが決定した後に速やかに募集し、原則的に12人以内で行うこととさ

れている。

これまでの開催実績は6回であるが、どのように政策につなげるかや、市民参加の充実
は今後の課題である。

②議員間の自由討議について

特に実施要綱はないが、常任委員会及び特別委員会の審査時に、委員からの動議を受け
て委員に諮って実施される。この際も休憩とはせず、審査の一環として実施するため、議
論内容は会議録に記載し、公開される。これにより、各委員の考え方が明らかになり論点
整理が進むため、円滑な審査に結実している。制度開始からの実施件数は20件である。

さらに、議員間の討議を重視した議会運営を進めるため、当該条項には「議長は、市長
等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめるものとする」と規定されている。

③議会評価及び見直し手続きについて

議会評価は、議会事業評価及び議会改革評価の2種を、専用の評価表を用いて毎年度末
に実施し、報告書の作成は、毎年6月に議会運営委員長が行う。その結果は市民に公表す
るとともに、議会活動に反映させるものと定められている。これによる効果としては、事
業の記録公開と協議事項の共有が可能となったことである。

また、議会基本条例の見直し手続きについては、議員の一般選挙後速やかに議会運営委
員会で検討するとされており、その内容は「検討結果表」にまとめられる。ただし、改選
期以外の時期には検討を行わないという趣旨ではない。

平成27年度の見直しの際には実際に改定にまで至っている。

(2) 議会改革・議会活性化（議会基本条例に規定した以外の事項も含む）について

①みみ丸カフェ

広聴機能強化の一環として、ワールドカフェスタイルにより実施。20歳代から50歳代の
現役世代を対象に、無作為抽出した中から参加者を募集。参加者を10テーブルに分け、各
テーブルに1人ずつ議員とテーブルホストとしての大学生が入り、さらに進行役としての
ファシリテーターを入れて、参加者の意見を聞きだすよう努めた。

※「みみ丸」は、所沢市議会の広聴広報マスコットキャラクター

②議会報告会

実施要綱に、4班編成で原則年4回開催するとされている。実質的には各班が1回ずつ
行い、年合計が4回となる。

ワールドカフェスタイルで実施したこともあり、参加者の反応は良かったとのこと。意
見交換の際は、テーマを限定せず自由に市民からの意見を聴取し、市政に反映させること
を目的としている。また、条例の解釈では会派や議員個人の見解を述べる場ではないとさ

れているが、実際の報告会においては議員個人の意見も言える形で運営しているとのこと。

③議会審議における論点情報の形成

すべての議案について、根拠法令や事業概要、市民参加の有無、翌年度以降の見込み額などの項目を記載する統一フォーマット【名称「新規事業概要調書」】による資料提出を求めている。

④ユニバーサルデザイン

市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めることとされている。

⑤議会活動の最優先

議会基本条例において、公務である議会の活動を最優先するよう定めている。

⑥文書質問

閉会中に緊急を要する場合に限定され、あくまでも議会として行うもので、乱発を防ぐため委員会における全会一致を条件とする。質問は議長を通じて行うこととされ、議員個人や会派で提出することはできない。なお、制度開始からの件数は6件にとどまっている。

⑦正副委員長連絡協議会

委員会運営における、複雑化、高度化する市政の課題に対応するため、委員会間の情報共有及び共通認識と調整を図る場として、正副委員長連絡協議会を開催している。

⑧附属機関

これまで「議員定数のあり方に関する審議会」や「所沢市政策研究審議会」などが設置されている。

政策研究審議会は議会が諮問する常設型の審議会であり、地方自治法100条の2「専門的知見の活用」を実現させるため、議員提案により制定された「政策研究審議会条例」に基づくもので、医師や大学教授等により構成されている。平成28年度は試行的に実施されたが、本年度は積極的な政策立案を目指すこととされ、結果は正副委員長連絡協議会において情報共有されることとなっている。審議会委員は5人以内で、任期は2年である。

⑨災害時における議会の活動

市に災害対策本部が設置された場合、市議会に「災害対策会議」を設置し、市対策本部と情報共有を行うとともに、連携・協力を図り、被害の拡大防止と災害復旧等に寄与するとされている。

⑩タブレット端末の導入

平成26年度より端末の会議への持込を開始し、今年度よりタブレット端末の配布を行っている。

⑪意見提案手続

議会基本条例において、政策等の策定にあたり、意見提案手続（パブリックコメント手

続) を行う事ができると規定している。

⑫他の自治体との交流及び連携

議会基本条例において、政策形成及び広域的課題の解決に資するため、他自治体議会と積極的な交流及び連携を図ると規定している。

(3) 考察

総じて議会内の議論の活性化と、それによる政策提言への姿勢、さらに市民の声の反映に対する積極的な意思を感じさせる取組みであり、参考とすべき事例が多々あったと思う。

まず、政策討論会や議員間の自由討議については、それを成立させるための知識や準備が議員側に必要とされるだろうが、継続的に実施することで議員資質向上や政策提言への可能性が高まるだろうことは容易に想像できる。当議会としても検討すべきだろう。ただし、「市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめるものとする」との規定は、省力化の面は成立しても、議会としての根本的な位置づけにおいては疑問を感じるものである。

次に、議会評価と議会基本条例の見直しについては、十分参考とさせてもらえるフォーマットによって細緻な検証を行っていると感じた。実質的には初めてとなる当議会の基本条例検証においては、所沢の書式を流用したチェックリストに基づいて検証を行うことが必要であろう。

さらに、みみ丸カフェや議会報告会などの広聴シーンにおいて、ワールドカフェスタイルやファシリテーターを活用した点も、即時導入ではないにしろ検討の余地があるのではないかと。

また、都市部と地方の差異からして、「政策研究審議会」のレベルまでは軽々に手を出せないだろうが、「正副委員長連絡協議会」については、情報共有や調整の場として明らかに有効と感じるものである。早期に導入すべき制度ではないかと。

同様に、「新規事業概要調書」についても、事業への共通認識を持つとともに、従来事例等との比較検証を行う際にも有益なツールになると思われるが、これについては行政側の理解・協力が必要であり、導入には十分な交渉が必要であろう。

いずれにしろ、有益な視察であったと認識している。